

『基督教週報』に見る紀元節大礼拝（一九三九年）

井田 泉

一 はじめに

『日本聖公会祈祷書』（一九九〇、現行）には、小祝日の一つである「日本聖公会組織成立記念日」（二月一日）の特祷として次のような祈りが収められている。

「全能の神よ、あなたは福音の光によってこの国を照らし、わたしたちを使徒たちからの唯一の聖なる公会に召し、主に仕えさせてくださいました。どうかこの恵みをますます感謝し、信仰の道を正しく歩むことができるように導いてください。また、み名を唱えるすべての人を祝福し、み子にあつて速やかに一つにして下さい。父と聖霊とともに一体であつて世々に生き支配しておられる主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン」

この祈祷は、従来の文語祈祷書（一九五九）の特祷をそのまま口語に改めたものであり、さらにこの文語の特祷は、一九二〇年の第一三総会でそれまで「すでに諸監督が制定し先ず各地方部で使用していた」ものを「祈祷書の付録として収録記載することを決議」し、そのように収録されてきたものを、そのまま踏襲したものであるとのことである¹⁾。

この祈りは日本聖公会に連なる者にとって大切な祈りであるが、ここで課題としたいのは、この祈りがかつてどのような意図と脈絡の中で祈られたか、ということである。一八八七年の日本聖公会の組織成立は、かつての紀元節、現在の「建国記念の日」である二月一日になされた。このことは偶然なのか、それとも意図を込めてなされたものなのかは、今のところ確かめられない。しかし現実の一つの礼拝において、後述する「紀元節特祷」と「日本聖公会組織成立記念日特祷」とが連続して捧げられた、という歴史的事実がある。これはけっして、過去のある特定の時期のみの事柄として済ませることはできない。というのは、その時期に顕著に現されていた日本聖公会の体質は、今日に至るまで根本的に変革されたとは言えないからである。

本稿は、一九三九（昭和一四）年二月一日（土）に行われた日本聖公会東京教区各教会合同紀元節大礼拝²⁾とそれに至る過程を、主として『基督教週報』によって見つけ直し、そこから日本聖公会の悔い改めの道を探ろうとするものである。歴史的資料を扱うという性格から、当時の教会指導者の名前を挙げざるを得ないが、しかしこれは、現在の安全な場所に立つてそこからかつての人々を批判・糾弾しようとするものではない。当時の困難を経験した人々があるからこそ今日の私たちが存在するのであって、その意味で、私たちは先人に対して感謝の思いを深く持っている。同時に、同じ日本聖公会につながる者として、私たちは歴史における正の遺産も負の遺産も自らのものとして継承していきたいし、そうするほかはない。先人を通して現された主の御業は私たちの感謝と喜びであり、過去の過ちは私たちの痛みである。「あなた

がたは『然り』は『然り』とし、『否』は『否』としなさい」（ヤコブ五・一二）との聖書の言葉に従って歴史を率直に振り返ることこそが、先人の働きに真に感謝し応答する道ではないだろうか。

二 日中戦争と「支那事変特別祈願式」——歴史的背景一

一九三一年九月、関東軍は中国東北部奉天（瀋陽）郊外の柳条湖付近で鉄道を爆破し、これを中国軍の所為であるとして総攻撃を開始した。いわゆる満州事変の始まりである。以後、日本は中国における戦争を継続拡大し、一〇年後にはさらに真珠湾を攻撃して太平洋戦争に突入することになる。一九三二年三月、日本は「満州国」を建国させ、翌三三年、国際連盟がこれを否認するや連盟を脱退するに至った。一九三二年の五・一五、一九三六年の二・二六の両クーデター事件は、日本のファシズムへの傾斜を促進するものであった。

一九三七年七月、日本軍は蘆溝橋において中国軍を攻撃し、日中戦争が始まった。当時日本政府はこれを「北支事変」と呼び、さらに「支那事変」と呼び変えたが、これは国民と国際世論を欺くための表現であって、事実は日中全面戦争の始まりであった。同月一二日、文部次官より宗教各派諸団体に対して「貴派教師をして宜しく信徒を教導し正しく時局を認識せしむるに努め以て国民たるの本分を守らしむると共に協力一致彌々国民精神の振作に遺憾なきを期せられ度」との通牒が発せられた。八月には国民精神総動員運動が閣議決定され、翌月から実施された。これは「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」を掲げて、国民を戦争に駆り立てようとするものであった。日本聖公会に対しても、九月一〇日付で文部次官より「国民精神総動員実施要綱に関する通牒」が、九月一八日付で宗教局長より「国民精神総動員実施に関する通牒」が発せられた。特に後者は、「各教宗派及教団毎に実施計画を作成すること」「各教宗派及教団毎に成るべく委員を設け指導及督励に努ること」を求めるものであった。これに基づき「国民精神総動員日本聖公会中央委員」が立てられ、また同地方委員が設けられることになった。同中央委員会では、特別祈祷委員を立てて作成した「支那事変特別祈願式」を各教会へ配布した。この祈願式文には次のような序言が付されている。

「北支事変以来、教区・地方部ハ臨時制定ノ特禱ヲ用ヒ来リタルガ今回『国民精神総動員』ノ政府宣明アリ、且十月十三日至十九日ヲ殊ニ『国民精神総動員』週トシテ発令サレタルニ就キテハ、我ガ日本聖公会ノ諸教会ハ能ク其意ヲ体シ該週間中適當ノ日ヲ選ビ本文式ニ拠リテ特別礼拝式ヲ執行スベシ

昭和十二年十月二日

日本聖公会教務院

この「支那事変特別祈願式」の概要を紹介しておきたい。標題に続く最初のルブリックには「此式ヲ早・晩禱ニ代用スル事ヲ得

聖餐式若クハ早・晩禱ニ此式ノ一部ヲ併セ用フルハ随意ナリ」

とある。聖語、勧告に続き、詩篇第一四五篇。第一日課はイザヤ書第四〇章二五節から三一節。次に詩篇第九八篇。第二日課はエペソ書第六章一〇節から一八節。詩篇第六七篇。使徒信経。唱和（この中には「主よ。今上天皇をさきわひ給へ」が含まれる）。当日の特禱に続いて次の祈りを用いる。

「永遠に在す主・全能の神よ。天より照覧して我らを助け給へ。願くは此の非常時局に当り、挙国一致、その凶る所、為す所を御意にかなはしめて善き果を収めしめ、速に東亜の平和を恢復して地の極までも御国を拡め、主の公会をしてやすらかに主に事ふることを得させ給へ。主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン」

ついで「平安のため」「恩恵のため」（晩禱の場合「御祐のため」）を用いる。聖歌第一五三（かみはわがちから）の次のルブリックはこうである。

「次ニ『国民精神総動員』ノ趣旨併セテ非常時信徒ノ本分ニツキ説教ヲナス」

聖歌第三九一（みづほのくにの）の次は嘆願「リタニ」。祈禱書の嘆願の言葉の間にいくつかの祈りが加えられる。この中には「願くは陸海軍の帷幄に参与する者を導き、その善き目的を遂げさせ給はんことを」「願くは陸海軍の将校・兵士をつよめ、義勇奉公の任務を全うせしめ給はんことを」という祈りが含まれる。嘆願は主の祈りを省き、次の祈りに続く。

「我ら天皇陛下のため祈るべし」

天地の主なる神よ。願くは恩恵をもつて僕らの祈禱を聴召し、我が今上天皇をさきわひ、聖霊をもつて導き、御力をもつて護り給へ。願くは公会の徳いよいよ進み、主を畏み、主を愛すること普ねく行はれて、治召す国家安全に、且盛んなることを得させ給へ。願くは陰謀・叛逆・その他平和を妨ぐるもの絶えて無からしめ、宝算永く、宝祚遠く栄え、終に限りなき生命の冠冕を受くることを得させ給へ。主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン」

「非常時のため」「海陸の軍事に服する者、又戦死者、負傷者、病者、医師、看護する者等のため」「銃後に在る者のため」の祈りがさらに続く。

そして感謝、聖歌第一五五（あめつちにひびかせ）、祈禱（一九五九年版祈禱書一二二頁の四の祈り「全能の神よ、我らは愚かにして……」と同じ）、祝禱で終る。

このような式文の作成、各教会への配布は、当時の日本聖公会が全体として戦争協力を行っていたことを示す顕著な具体例の一つである。それにしても『国民精神総動員』ノ趣旨併せて非常時信徒ノ本分ニツキ説教ヲナス」と、説教の内容についてまではつきりと明示されていることに驚く。勿論、そのための礼拝であり、そのための式文なのであるから、当然と言えば当然なのであるが、しかし説教は、いつから神の意志ではなく国家の意志を示すものになってしまったのか。

三 『基督教週報』に見る日本聖公会と天皇制国家——歴史的背景二

このような日本聖公会の戦争協力は、政府から要求されたものであったことは確かである。

これを拒むようなことがあれば、事はただちに日本聖公会の存在そのものを揺るがすものとなったであろう。しかし単に強制され、不承不承そうせざるを得なかった、とのみ言えるのだろうか。ここで詳しく論じる余裕はないが、日本聖公会の中には、天皇制日本国家に対して親近感、さらには一体感を持って来た強い流れがあることは否めない。例えば、立教大学校長を経て最初の邦人主教となった元田作之進は、キリスト教が日本の国体に合致しないとの批判に対して、「国家的行為」と「宗教的行為」とを区別し、前者が仮に宗教的形式を取っても臣民としてはそれに参加するのは当然の義務であるとして、キリスト教は国体と矛盾しないことを強調した¹³。

一九一二年、明治天皇の死去を伝える『基督教週報』の記事「天皇陛下崩御」¹⁴は次のような言葉で始まっている。

「我等が一天万乗の君主と仰ぎ奉りし叡聖文武なる 天皇陛下は、一朝二豎^{にじょう}の厄に遇たまひ療養至らざることなかりしと雖、天命限りありて宝算空しく尽きさせ、こゝに明治四十五年七月三十日午前零時四十三分を以て、億兆哀惜の声に送られて、仙駕^{せんか}遠く逝かせたまふ。陛下の赤子として、陛下を我が父の如く慕ひまつりし我等、天に慟し地に哭して、殆ど措く所を知らざる也。」

さらに後半には次のような言葉がある。

「而して夙^{むす}に国民皆兵の主義を立て、徴兵令を頒布し、忠勇奉公の観念を養はしめ……」
「而して聖代の大事件は実に彼の日清日露の両役^かにあり、其戦勝の結果として台湾、樺太は我版図に入り、朝鮮は我所有となり、領土の広き古来未だ有らざる所たり。」

このように海外への侵略、植民地支配を明治天皇の偉大な業績として絶賛する立場からは、国家のあり方に対する批判的な関心が出て来るはずはない。

また『基督教週報』一九三四（昭和九）年一月一二日号の第一面トップは、皇太子（現天皇明仁）誕生を祝う尾島真治氏の「御生誕奉祝歌」である。その第一節は次のとおりである。

「十字架四つを 重ねし菊の／しるしの宮居に 天つ日嗣^{ひつぎ}の／み子生れましぬ クリスマスの時」

皇室のしるしである一六枚の花びらからなる菊の紋は、十字架四つを重ねたものだというのである。それに先立つ二月二九日、東京教区では「皇太子殿下御誕生奉祝感謝式」が、急な案内にもかかわらず約二〇〇名の会衆を得て行われた¹⁴。

このように天皇・皇室への強い愛着と一体となった国家への忠誠心は、日本聖公会の中にしっかりと根を張ってきたのである。

もともとこれが日本聖公会のすべてではないし、『基督教週報』にもこれらとは全く性格の異なる記事も見られる。一例を挙げれば、貫民之助^はは日本聖公会の大勢に反して「神社は宗教であり、神社参拝の強要は憲法違反である」と厳しく主張した¹⁵。また、貧しい農村の少女の手紙を引きながらイエスの社会意識を論じ、労働者の生活の権利を訴えた三浦清一¹⁶のような主張もある¹⁸。さらに一九三六年から一九三七年にかけては、ヒットラー主義を批判し、ド

イツの教会闘争を紹介、支持する論調も掲載されている¹⁹⁾。しかし一九三七年七月の日中戦争開始以降、こうした記事はほとんど全く姿を消してしまう。

日中戦争の始まった一九三七年の秋、一〇月二七日から三日間わたって信州杓掛温泉で開かれた東京教区教役者修養会では、聖餐式において松井米太郎監督が「説教の代りに、国民精神総動員に関する文部大臣よりの通牒文を朗読せられて、教化団体の一たる吾々の教会も此の趣旨を奉じてそれが徹底を図らなければならぬ旨を力説」した²⁰⁾。修養会の中で持たれた時局についての懇談会では、「我々教役者も今後大に国民精神作興に尽くさなければならぬと云ふことに一致した」という。司会者山口長老²¹⁾は「国家の命令は絶対である。一人と雖も違背を許さず。此の度暴戻支那膺懲の軍を国家が起こしたる以上、我々は国民の一人として之れに従事するのは当然であろう。国家ありての国民だ。国民ありての基督者だ。基督教も国民的でなければならぬ……」と論じ、「一同亦之れに共鳴して愛国的熱情に溢れ、会場恰かも日本魂に充たされたるがごとき観を呈した」という²²⁾。

同年一二月、日本軍は南京を占領した²³⁾。その直後、『基督教週報』一九三七年一二月一七号は、第一面の「一週一題」に、敬武生による「南京陥落雑感」という記事を掲載している。

「勇敢無比、忠烈無双の皇軍は遂に南京城の一角に突入した。……八月九日上海に大山事件発生して以来四ヶ月、此の神速なる結果をもたらした事は一に我が天皇陛下の御稜威と皇軍兵士の自己犠牲の精神に由るものであるが、また実に天の摂理こゝにあつて速かに東洋の空を掩ふ悪天候を払拭する神意かとも察せられる。されば南京陥落を我等は東洋平和建設への一踏石と見度い。」

なおこの一九三七年一〇月、日本の植民地支配下にあつた朝鮮では、総督府が「皇国臣民の誓詞」を制定し、学校、官公庁、各職場等でこれを斉唱することを義務づけた。朝鮮は中国における戦争遂行のための「兵站基地」として位置づけられ、皇民化²⁴⁾民族抹殺政策が強行されていった。神社参拝問題で多くのキリスト教系学校が存廃の危機に瀕していたのもこの頃である。また矢内原忠雄がその反戦的言動によって東京帝国大学辞任を余儀なくされたのはこの年の一月である。

四 一九三八年の動き

一九三八年一月、政府は中国に対し和平交渉打ち切りを通告し、「爾後国民政府を対手にせず」と声明した。三月、陸軍省軍務課員佐藤賢了は、衆議院での国家総動員法案審議中、野次に対し「だまれ」と一喝し、「国会冒瀆」として物議をかましたが、何の処分も受けなかった。これは軍部の力の強大化を示す事件であつた。結局国家総動員法は満場一致で可決され、四月一日に公布された。五月、日本軍は徐州を占領、一〇月には広東、次いで武漢三鎮を占領した。十一月、政府は声明を発表し、「東亜新秩序の建設」が戦争の目的であることを明らかにした。ナチス・ドイツがベルサイユ体制を打破して「ヨーロッパ新秩序」を唱えているのに呼応して、

アジアでも日本を中心とする新秩序を打ち立てよう、というものであった。

この年一九三八年の日本聖公会の空気を知る手がかりとして、『基督教週報』から時局関連記事の標題をいくらか追ってみよう。「皇紀二五九八年を迎ふ」（一月七日）、「賀戦捷新春」（同）、「紀元節を期しての第二回国民精神総動員の実施」（二月一四日）、一聖戦将校「（戦場より）戦終る毎に只『神によりて』の感を深くす」（二月四日）、伊藤堅逸「日本の基督教・・・聖公会を日本のものとせよ」（二月四日、二月一日）、小林彦五郎「紀元節肅想」（二月一日）、前島潔「国体の精華」（同）、「人道的理想主義を捨てよ」（四月八日）。四月二六日から二九日にかけて、日本聖公会第一九総会が京都の平安女学院礼拝堂で開かれた。初日の開会礼拝の模様を『基督教週報』（一九三八年五月六日）は次のように記す。

「……佐々木監督は説教台に立ち厳肅なる態度を以て非常時局に対する基督者の責務を先ず説き続いて公会に対する基督者の務めを強調すれば満場は水を打ちたるが如く同監督の説教に耳を傾け後陪餐に入り畏くも 天皇陛下御親拝の時刻十時十五分を式長西川長老合図をするや総員起立裡に護国の華と散った英霊に謝恩の黙祷を捧げた。堂外平安女学院校庭に出れば……全校生徒直立不動の黙祷を捧げ中央台上に立ち礼服盛装の早川校長の敬虔なる黙祷の姿は恰かも不動の塑像の如く九段の神域に嗚咽にむせびながら祈りを捧げる遺族の姿かくもあらんと見る者をして思はず涙を流さしめ文字通り荘厳堂の内外を押し感激極りなき次第であった。」

天皇の靖国神社「御親拝」の同時刻に合せて、日本聖公会総会の開会礼拝の中で「護国の華と散った英霊に謝恩の黙祷を捧げた」というのである。「当日の信施金五十六円七拾参銭は皇軍慰問事業の初穂として寄付」することになった²⁶。同日午後、総会は次のような時局に対する決議案を全員起立裡に可決した。

「日本聖公会第十九総会ハ今次支那事変勃発以来皇軍ノ不撓不屈忠報国ノ至誠ニ対シ深く景仰感銘シ我等国民精神総動員ノ主旨ヲ体シ堅忍持久各々其地位ニ於テ奉公ノ誠ヲ效シ上皇運ヲ扶翼シ奉リ我カ公会本来ノ使命タル伝道報国ニ邁進セン事ヲ期ス

付帯決議

一、出征遺族家族並ニ傷病者ニ対シ一層慰安ノ途ヲ勉ムル事
二、単独又ハ他団体ト協力シ現地ニ於ケル慰安ノ途ヲ講スル事
三、支那民衆、特ニ主ニアル兄弟ノ罹災者ニ対シ適當ノ方法ニヨリ同情ヲ表スル事²⁷
第三日夜の「来るべき五十年」と題する懇談会において、総会議長名出保太郎監督は「我々は一生懸命伝道報国に邁進すべきである。……『我ここにあり』と立ち上らねばだめである。殉教者の血なくば教会は出来ない」と述べたという²⁸。

第四日の二九日、監督及び代議員は午前九時から平安女学院の天長節祝典に参加、一〇時から天長節礼拝が捧げられた。またこの総会において、前回第一八総会（一九三五年）で決議、暫定使用されることになった「天皇陛下のため」「皇室のため」「天長節祈禱」「紀元節祈禱」「新年祈禱（第二）」の改正祈禱文は、「祈禱書審査委員ニ於テ字句ヲ整ヘタルモノヲ試用シ

次回總會ニ於テ確定スルコト」と決議された²⁷⁾。

第一九總會以降の『基督教週報』からまた時局関連のものを拾ってみよう。「皇軍に学ぶ所あれ」(六月三日)、「八紘一字の精神と普公信仰」(六月一〇日)、「日本の基督教の弁」(七月一日)、「事変一週年と北支慰問」(七月八日)、「内鮮基督教の一致——朝鮮聖公会の地方部化問題」(八月五日)、「神仏基各教派三百名参加の豪華版 国精宗教々師講習会」(九月一六日)、「対支工作」(一〇月一四日)、「聖戦の本義と公会員の使命」(一〇月二一日)、「広東陥落と聖公会及び基督教」(一〇月二八日)、「新東亜の建設と公会の使命」(一一月一一日)、「樞原神宮建国奉仕 九百名の基督者が集団勤行に参加」(一二月九日)。

以上のように時局関連のものが少なくなく、国家と戦争遂行への協力の基調は明確である。もつとも、地道な研究に基づく聖書講話が連載されるなど、紙面が時局一色に塗りつぶされていたとは言えない。しかし前年まではなおわずかに見られた社会に対する批判的な発言は、すっかり姿を消してしまった²⁸⁾。

なおこの一九三八年の九月、朝鮮の長老教会總會は、当局の強要により神社参拝決議を行った。

この年の暮れ、文部次官より「日本聖公会総裁殿」宛に「日本精神発揚週間ニ関する件」が発せられた。以下に引用する²⁹⁾。

「官社一九八号

昭和十三年十二月二十八日

文部次官

日本聖公会総裁殿

日本精神発揚週間ニ関スル件

事変勃発第三年ノ紀元節ヲ迎フルニ当リ国民精神総動員ノ実施トシテ別紙要綱ニ依リ標記週間ヲ設定シ我ガ国固有ノ精神ヲ闡明シテ愈々日本精神ノ発揚ヲ図リ以テ東亜新秩序ノ建設ニ邁進スベキ国民ノ覚悟ヲ固カラシムルコトト相成タルニ付テハ左記事項御含ミノ上官一致之ガ実績ヲ挙ガル様致度此段及通牒候也 追而別紙要綱実施ノ方法中 (二) 以下ノ事項ニ就テハ其ノ地方ノ実情ニ応ジ適宜実施相成度

一、本週間で於テハ特ニ十一月三日政府声明並ニ二十二日近衛内閣総理大臣談ノ趣旨ヲ国民ニ徹底セシムル方法ヲ講ズルコト

二、例年行ハレ来リタル建国祭ノ行事ハ本週間で於テ一層其ノ実績ヲ挙ゲシムルコト

日本精神発揚週間実施要綱

一、趣旨

事変勃発第三年ノ紀元節ヲ迎フルニ当リ日本精神発揚週間ヲ設定シ神武天皇ノ御創業ヲ俥ビ奉リ八紘一字ノ精神ノ顕揚ヲ中核トシテ我ガ尊嚴ナル国体、安遠ナル肇国ノ理想、日本文化ノ発揚ニ努メ以テ東亜新秩序ノ建設ニ邁進スベキ国民ノ覚悟ヲ固カラシメントス

二、期間

自昭和十四年二月五日

至同 年二月十一日 一週間

三、実施方法

- (一) 紀元節奉祝ニ関スルコト
- (イ) 当日午前九時ヲ期シ「国民奉祝ノ時間」ヲ設定シ各家ソノ他ノ場所ニ於テ夫々宮城遙拝ヲ行フコト、コノ為ラチオハ同時刻ニ「国民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト
- (ロ) 官庁、学校等ニ奉拝又ハ祝賀ヲ行フニ当リテハ特ニ本文趣旨ノ徹底ヲ図ルコト
- (ハ) 市区町村ニ在リテハ成ルベク市区町村ノタメ神社、学校、公会堂等適當ナル場所ニ於テ祝賀ノ方法ヲ講ジ本文趣旨ノ徹底ヲ図ルコト各種団体、会社、銀行、工場等ニ於テモ右ニ準ジ成ルベク式ヲ举行スルコト
- (ニ) 八紘一字ノ精神ノ闡明、日本文化ノ發揚、東亜新秩序ノ建設等ニ関スル講演会、座談会等ヲ開催スルコト
- (三) 国体ノ闡明、国史ノ顕揚、東亜ノ新事態ニ対スル認識強化等ニ資スルタメ展覽会、映画会等ヲ開催スルコト
- (四) 敬神崇祖ノ風ノ作興ヲ図リ就中家庭ニ於ケル之ガ行事ノ実践ノ徹底ニ努ムルコト
- (五) 剛健ナル精神ヲ涵養スルタメ集团的勤勞奉仕作業作業団体行進武道大会等ヲ実施スルコト

以上

政府のこのような「紀元節奉祝行事」実施の指示に対して、これまで述べてきたような姿勢と経過を持つ日本聖公会は、これに従うほかはなかった。

五 東京教区各教会合同紀元節大礼拝

一九三九年の紀元節の直前、『基督教週報』一九三九（昭和一四）年二月一〇日号一面の「一週一題」には「国家の道義的威力」と題する論説が掲げられている。筆者は一九三八年一二月二二日の近衛声明について次のように記した。近衛声明とは、中国との間の「善隣友好」「防共共同防衛」「経済提携」の三原則をうたうものであった。しかし同時に政府は中国に対し「満州国承認」「日本軍の防共駐屯」等を条件として迫り、和平工作は結局失敗、一月四日に近衛内閣は総辞職する³⁰。

「惟^{おも}ふに、世界史あつて以来、赫々たる戦捷国にして、斯くも無私、寛容、善隣友好の大義に燦いたる態度を示したる国があるであらうか。」

ここまで自国政府を称賛できるのは一体何故なのか。権力へのへつらいなのか。それとも批判精神を失ったとき、私たちは止めどもない現実肯定、現実賛美に陥るしかない、ということなのか。日本の社会全体が雪崩を打ってファシズムへと進みつつあったとき、教会の中にもその先頭に立とうとする言論が横行していたというほかはない。中国民衆の苦痛と戦いは、当時

の日本人の眼中になかったし、教会も例外ではなかった。

さて『基督教週報』同号の七頁には、「日本精神発揚週間に於ける紀元節大礼拝と連合大祈禱会」の大見出しがあり、次に松井監督の告辞が枠囲みで掲げられている。

「本年の紀元節大礼拝は国を挙げて厳守せんとする日本精神発揚週間の主旨を戴し、従来の如く日本聖公会組織成立を記念し且つ現下の時局の諸情勢の為に祈願するものなり。

教役者並に信徒一同の参列を望む。

時日 昭和十四年二月十一日午前十時

場所 芝区栄町八番地 聖安得烈聖堂

昭和十四年一月

監督 松井米太郎

礼拝の名称は「東京教区各教会合同紀元節大礼拝」。司式者・松井監督、式長・大藤長老、使徒書・西村長老、福音書・関長老、説教・須貝長老、補式者・多川長老、山口長老、福島長老、栗飯原執事、オーガニスト・落合吉二氏。

以下、紙面に記された式次第に従って、当時の祈禱書によりながら紀元節大礼拝の順を追ってみたい。適宜、自由にコメントを加えることにする。この礼拝については、式次第と説教のほかには記事が見当たらないので、当日の出席者数や礼拝の雰囲気などは想像するしかない。

一、入堂聖歌³¹ 日本聖公会組織成立記念日聖歌（刷別）³²

二、聖餐式初部

冒頭は「主の祈り」。「清めの祈り」の後、「十誠」。

「我の外なものをも神とする勿れ」「偶像を作り、之に平伏し事ふる勿れ」。これに対し「主よ。我らを憐み、この律法を守る心をあたへ給へ」と応答しながら、神社参拝に矛盾を感じることはなかったのだろうか³³。「なんぢ隣人の家を食べる勿れ……」と聞きながら、アジアから、土地、財産を、人を、精神を貪欲に奪いつつあった日本国家に教会は忠誠を示していた。

特禱

(イ) 紀元節特禱、(ロ) 日本聖公会組織成立記念特禱（五五九頁³⁴）、(ハ) 大齋前第三

主日特禱

特禱の第一は「紀元節祈禱」である。

「天地の主なる神よ。主は往古より万国を治召し、その盛衰をつかさどり、稜威と栄光とを顕し給へり。殊に我国を恵み、建国の偉業を成就せしめ、今日に到らせ給へることを感謝し奉る。今この佳節に方り、皇祖³⁵皇宗³⁶の威徳を懐ひ、宝祚の長久・国運の隆昌を祈り奉る。願くは国民挙りて責任の重きを感じ、祖先の忠誠を顧み、献身犠牲の精神に活き、只管国威の発揚と共に、全世界の平和と・万民の幸福とに尽すことを得させ給へ。これらの祈願を讃め称ふべき救主イエス・キリストの御名に頼りて献げ奉る。アアメン」

第二特禱は「日本聖公会組織成立記念特禱」である。

「全能の神よ。主は福音の光明をもつて我が国を照し、我らを召して使徒たちよりの聖公会に在りて主に事へしめ給へり。願くは此の恩恵を益々感謝し、正しく信仰の道を歩むことを

得させ給へ。又願くは凡て御名を称ふる者を導き、御子に在りて全く一になる時を速かに来らせ給へ。父と聖霊と偕に一体の神に在して世々限り無く統治め給ふ主イエス・キリストに頼りて聴召し給はんことを冀がひ奉つる アアメン」

このように二つの特禱が続けてなされることよつて明確に表現されているのは、天皇とその国家に対して「献身犠牲の精神に」生きることと「正しく信仰の道を歩む」ことが一体だという立場である。

第三特禱は「大齋前第三主日特禱」である。

「主よ。恩恵をもつて主の民の祈りを聴き、罪のために罰を受くべき者を憐み、御名の栄光のために救ひたまへ。父と聖霊と偕に一体の神に在して世々統治めたまふ救主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン」

他国を奪い人の命を奪う者は「罪のために罰を受くべき者」ではなかつただろうか。

使徒書はペテロ前書第二章一一―一七節。

「愛する者よ、われ汝らに勸む。汝らは旅人また宿れる者なれば、霊魂に逆ひて戦ふ肉の慾を避け、異邦人の中において行状を美しく為よ、これ汝らを誇りて、悪をおこなふ者と云へる人々の、汝らの善き行為を見て、返つて眷顧の日に神を崇めん為なり。

なんぢら主のために凡て人の立てたる制度に服へ。或は上に在る王、或は悪をおこなふ者を罰し、善をおこなふ者を賞せんために王より遣されたる司に服へ。善を行ひて愚なる人の無知の言を止むるは、神の御意なればなり。なんぢら自由なる者のごとく為とも、その自由をもて悪の覆となさず、神の僕のごとく為よ。なんぢら凡ての人を敬ひ、兄弟を愛し、神を畏れ、王を尊べ。」

この時代状況と、これまで述べてきたような日本聖公会の姿勢の中では、この聖書の言葉は、ひたすら天皇と政府に対する服従を求めものとして聞かれるほかはなかつたであろう。天皇制国家への服従と戦争協力は、聖書の権威によつて正当化され、促されることになる。

福音書はヨハネ福音書第一章一七―二三節前半。

「真理にて彼らを潔め、別ちたまへ、汝の御言は真理なり。汝われを世に遣し給ひし如く、我も彼らを世に遣せり。また彼等のために我は己を潔めわかつ、これ真理にて彼らも潔め別たれん為なり。我かれらの為のみならず、その言によりて我を信ずる者のためにも願ふ。これ皆一つとならん為なり。父よ、なんじ我に在し、我なんぢに居るごとく、彼らも我らに居らん為なり、是なんぢの我を遣し給ひしことを世の信ぜん為なり。我は汝の我に賜ひし栄光を彼らに与へたり、是われらの一つなる如く、彼らも一つとならん為なり。即ち我かれらに居り、汝われに在し、彼ら一つとなりて全くせられん為なり。」

弟子たちがイエスの使命を継承して歩む中で経験する、迫害、困難、分裂。それを憂えてのイエスの切なる祈りの言葉は、その脈絡から切り離されて紀元節礼拝の中に置かれたとき、どのような意味を持ったであろうか。「一つとなる」ことは、天皇の下で一つとなること、日本の「国体」の下で一つとなること、国民精神総動員と戦争協力において一つとなることを意味

する。サタンが自らの目的のために聖書の言葉を用いることは、主イエスが荒野で誘惑にあわれた時にも起ったことであつた³⁷。

次の聖歌の前、または後にニケア信経が唱えられたであろう。

三、聖歌 三九〇

「一 わが やまとの くにを まもり／あらぶる かぜを しづめ／よゝ やすけく を
さめ たまへ／わが かみ」

当時用いられていた第一三総会採用の『改訂 古今聖歌集』（一九二二年発行）では、この歌は「国祭」の項に収められ、「国家の保護」という説明が付いている。国家への批判や抵抗は「あらぶるかぜ」として「しづめ（鎮）」、「鎮圧、鎮静化の対象となる。

四、説教

説教は須貝止長老⁸⁸により「城壁なき町」と題して行われ、その内容は『基督教週報』一九三九年二月一七日号に掲載された。説教については項を改めて述べる。

五、聖歌 三六一（いとも たふとき 主は あもりて）

六、信施 傷病兵慰問のため

七、特別祈祷

（イ）時局の為、（ロ）戦死者記念の為、（ハ）銃後の守のため

これらは、すでに述べた「支那事変特別祈願式」に含まれる次の祈りが用いられたものと考えられる。

「 我ら非常時局のため祈るべし

天地を統治し、万邦の興廃をつかさどり給ふ全能の神よ。今われら此の非常時局を大能の御手に委ね奉つる。主よ。戦禍の巷にも、主の正義と愛の御光を照し給へ。願くは斯の時に当り、我が国民、詔勅⁸⁹を遵奉し、上下挙りて忠誠を竭し、官民一体となりて其の責務を全うし、国家の基愈々固く、我が国威の発揚をなさしめ給へ。平和の君、世の救主イエス・キリストに頼りて冀⁹⁰がひ奉つる アアメン

○ 我ら海陸の軍事に服する者、又戦死者、負傷者、病者、医師、看護する者等のため祈るべし

全能の神よ。願くは重大なる任務を負ふて出征せる海陸軍の将校及び兵士を、主の大能の御手の下に護り給へ。尊き義務の為に、我らに代りて戦死せる者を憶え給へ。負傷者と病める者とを顧み、その治療と看護に従事する人々を助け、御意にかなはば彼らを癒し、再び己が任務に就く歓喜の日を与へ給へ。これらの事を慈悲深き我らの主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン

○ 我ら銃後に在る者のため祈るべし

全能の神よ。今われら銃後にある者のために祈り奉つる。願くは挙国一致、堅忍持久、総ゆ

る困難を打開して所期の目的を貫徹することを得させ給へ。願くは常に事態の推移に即して、直ちにこれに応ずるため、絶えず献身犠牲の覚悟に欠くる所なからしめ給へ。又願くは出征軍人の家族を慰め、各その必要を充たし、出征者をして後顧の煩なく、一心に其の本分を竭すことを得させ給へ。主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン」

八、全公会の為の祈祷以下

聖別後の聖歌 二九五（いのちのかてよ よびとのために）

日本聖公会組織成立記念感謝（五六〇頁）

「永遠に在す全能の神よ。奇しき御摂理を以て我が国にも聖公会の枝を植ゑ、これを護り育て給ふことを伏して感謝し奉つる。願くは憐憫をもつて我らの罪悪と過失と怠慢とを赦し、聖徒の一たび伝へられたる信仰の道を堅く守り、益々深く父と御子を知り、聖霊によりて聖なる宮に建合はせられ、御名の栄光を顕し且御国を拓むることを得させ給へ。御子我らの救主イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる アアメン」

九、祝祷

十、君ケ代 二唱

十一、退堂聖歌 二五〇（あまつ みつかひよ エスの みなのお）

六 紀元節礼拝説教「城壁なき町」

冒頭に掲げられた聖書の言葉は、ゼカリヤ書第二章四節の次の言葉である。『基督教週報』にある通り引用する。

「走せゆきてこの少き人に告げていへ、エルサレムはその中に人と畜と饒なるによりて野原の如くに広く亘るべし」

これは新共同訳では第二章八節に当る。新共同訳では次のようになっていた。

「あの若者のもとに走り寄って告げよ。

エルサレムは人と家畜に溢れ 城壁のない開かれた所となる。」

須貝止長老によるこの説教の概要は大体次のようである。

「ユダヤ俘囚民がバビロニアから故国に帰る時に、彼らの小さき群は指導者を要すること切実なるものがあつた。」エルサレムへの帰途についたユダヤ人の群の中にやがて指導者となるべき少年がいた。ゼカリヤである。帰国した彼らは「辛うじて小さい移民団の如き生活をなし、外国人の支配を受け、且つその民族内に於てすら統一を欠く状態にあつた。その上に飢饉のために収穫も思はしくなかつた。……かういふ有様で人民が疲弊の極に達して居た時、これを慰め励まして、建設事業に携はらしめるのがゼカリヤの使命であつた。」

最初に掲げた聖句はゼカリヤの預言に含まれる八つの異象の第三で、「それは俘囚後のエルサレム建設の異象である。」一人の人が測り縄を手にして現れたので、ゼカリヤが「どこに行くのか」と問うと、エルサレムを測るのだと答えて去って行った。すると天使が現れてもう一

人の天使にこう言った。「走せゆきてこの少き人に告げていへ、エルサレムはその中に人と畜けものと饒よほなるによりて野原の如くに広く亘わたるべし」。

測り縄でエルサレムを測ってそれを再建しようというあの若者の考えは間違つてはいない。しかし「民族の復興を図らんがためにはもつと大きい幻を見る必要があるのである。」ゼカリヤの考えによれば、「新しく建設されるエルサレムはその広さに制限がなく、城壁が回めぐらされず、防備の施されてゐない、平和の都でなければならなかつた。……多分新しいエルサレムは古いエルサレムに型取つて築かれるであらう。しかしそれは歴史の変化を通して神の民に与へられた新しい理想と信念を以て建設されなければならない。……彼は新しきエルサレムをその見方による心霊的の基礎の上に建設せんとした。」

「此のゼカリヤの異象は、非常時局を背景として立つて居る我々に大なる教訓を伝える。今日我々にとつての最大関心事はいふまでもなく支那に於ける建設事業である。……我々は今、この度の戦争の終局の目的たる東亜永遠の平和確立のために、極めて合理的にその力を行使しなくてはならない立場に置かれて居る。政治、経済、思想、その他文化工作が、愈々本舞台に上らなければならなくなつた。……今後の建設工作の中で最も大なる努力を要するものは実に、この思想工作である。日本は支那をわが領土、又は植民地として勝手に取扱はうといふのではなく、これを支那人の支那として更正させて、新東亜構成の有力なる一員たらしめ、新文化の創造に向つて共同工作を遂げようといふのである。」

ここにこの度の事変における「我々キリスト教徒の受持つべき大なる分前が暗示されて居るのではあるまいか。ゼカリヤの見た……新しきエルサレムは城壁のめぐらされない、野原の如く広々とした所に人と畜とが群れ集つて居る平和の町であつた。われわれはこゝに平和の回復された新しき支那の幻を見るやうに感じる。我々はこの幻の実現の為に、あらゆる機会を正しく用ひなければならぬ。」

「我々は今日、恭虔な気持を以て建国祭を祝して居る。此の国家的な大なる記念日に當つて、我々は、此度の事変を通して、新しい歴史を神に捧げる確信を益々堅固にすると共に、特にキリスト教徒としての務めを果さなければならぬ。この關係に於て我々は、紀元節は日本聖公会組織成立記念日であることを考ふべきである。建国祭を組織成立記念日として持つ日本聖公会は、日本に於けるキリストの公会の正しき肢としての使命に邁進すべきである。」

このあと日本聖公会の進歩発展についての反省が述べられ、信徒数の増加の重要性が語られる。結びは次のようである。

「紀元節の合同礼拝は二重の意義を以て我々に臨んで来る。即ち国家的の意義と公会的の意義である。しかし実際はこれは二元的なものではなく、公会的の意義を正しく満たすことが国家的奉仕を完うする所以となるのである。……」

この説教はどのように聞かれ、どのような影響を会衆に与えたのであろうか。半世紀以上を経た今の時点で読むとき、いつくかのことを考えさせられる。

第一に、いずれにせよこれは国家目的のために用いられた紀元節説教だ、ということである。

聖書がどのように解説され、どのように慎重に言葉が選ばれたとしても、日本の中国侵略を肯定し、軍事力による占領の後に必要とされる思想工作の一環として「キリスト教徒の分前」を述べている点から、これは否定すべくもない。また紀元節と日本聖公会成立記念日が同じ日であることを自覚することと、「日本に於けるキリストの公会の正しき肢としての使命に邁進」することが直結されている点も見逃せない。ここは必ずしも論旨が鮮明ではないけれども、結局のところ天皇制国家に忠誠を尽すことが日本におけるキリスト教会の使命であって、それに邁進するように呼びかけていると取らざるを得ない。

第二に、前半のゼカリヤ書について述べられた所は、講解説教としてすぐれた内容を含んでいる、ということである。おそらくこの説教のために、丁寧な釈義と黙想がなされたのではないかと、と思わせられる。ユダヤ人は「外国人の支配を受け、且つその民族内に於てすら統一を欠く状態にあった。その上に飢饉のために収穫も思はしくなかった。……かういふ有様で人民が疲弊の極に達して居た時、これを慰め励まして、建設事業に携はらしめるのがゼカリヤの使命であった」と述べるとき、説教者の心は困難のうちにあるユダヤ人に注がれ、かつ困難を負ったユダヤ人を顧みられる神に注がれていたであろう。この点は、今日においても十分学ぶべきものがある。それだけに、それならなぜ、当時わが国によって同じような、否それ以上の苦しみを強いられていた朝鮮や中国の人々に思いが向かなかつたのか、ということが悔まれる。前半の聖書講解からすれば、むしろ被抑圧民族の解放の希望を語る説教となる可能性さえ十分あったと思われる。もちろん、そのような説教が紀元節礼拝で許されるはずはないが。

第三に、『基督教週報』の他の論説記事に比較して、この説教は意外なほど冷静だ、ということである。政府が期待したのは、もっと積極的にもっと熱情をこめて「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」を訴える説教ではなかったか。紀元節説教にしては、神武天皇による「建国の偉業」がほとんど語られず、文部省が求めていた「八紘一宇ノ精神ノ闡明、日本文化ノ発揚、東亜新秩序ノ建設」も、「支那での思想工作におけるキリスト教の分前」が短く語られている程度である。この礼拝で用いられた「紀元節祈祷」や「時局の為」等の祈祷と比べて、余りにトーンが低いのは意外なほどである。先に紹介した『基督教週報』二月一〇日号所載の「国家的道義的威力」の調子や、一月一三日号の広岡蘆風氏の「年頭の辞」に出る「クリスチャンこそは唯一無二の忠良なる帝国臣民であって、またキリストに依らねば優良なる帝国臣民となり得ないと云ふ確信に燃えなければならぬ」といった声高な主張とは大きく異なる印象を受ける。この説教は、紀元節礼拝の「国家的意義と公会的意義」という二重の意義を述べ、「しかし実際はこれは二元的なものではなく、公会的意義を正しく満たすことが国家的奉仕を完うする所以となる」と語る。目的は一つだとしながら、国家より教会の方を中心にした表現とも取れる。想像にすぎないが、あるいはこの説教の背後には、時局を必ずしも肯定できなかった説教者の良心の葛藤があったのかもしれない。

七 おわりに

聖公会神学院の一九九三年度の特別学期（一九九四年一―二月）は「小さくされた者の側に立つ教会を目指して」というテーマで約五週間を過ごした。私たちは学生・教員計五名で「歴史に生きる教会――罪責告白」グループを形成し、日本聖公会の歴史を振り返りながら教会の宣教についての学びを共にした。その過程で私たちは、この一九三九年二月一日の「紀元節大礼拝」を模範的に再現してみた。この小論で述べたすべての祈禱、聖歌、聖書、説教等を、礼拝の順序に従って、唱え、歌い、語り、聞いたのである。それは異様とも言うべき経験であった。現在の私たちの礼拝と余りにかけ離れている、というのではない。反対に、余りにも私たちにとって馴染んできたものがここにはある、と感じたのである。今日まで二度の改訂は経ているものの、聖餐式文はほかでもなく私たちの教会の聖餐式文である。歌った聖歌もすべて現行の『古今聖歌集』に含まれている。聖書の言葉も、翻訳は違うにせよよく知っている言葉である。もし私たちが耳を澄まし、心を引き締めるのでなければ、この礼拝にそのまま加わって不思議に思わなくなってしまうような気さえした。

この紀元節大礼拝が行われた一九三九年二月のある主日、日本支配下の朝鮮の平壤、朝鮮イエス教長老会山亭^{サンジョンホム}教会では、半年ぶりに釈放された朱基徹^{チュキテウ}牧師が説教壇に立っていた。彼は神社参拝を拒否して拘束されていたのである。満堂の会衆を前に朱牧師は「五つの私の祈願」と題する説教を行なった。

「……私は今まさに、死に直面しています。私の命を奪おうとする黒い手は、時々刻々と迫っています。死に直面した私は、『死の権勢に打ち勝たせてください』と祈らないわけにはいきません。……イエスの御名によって死刑場に出ていくのは、キリスト者の最大の祝福であります。主のために十回、百回死ぬのはよい。しかし、主を捨てて百年、千年生きるという、それが一体何の長命でしょうか！ ああ！ 主よ！ この命を惜しんで主を辱めることがないようにしてください。このからだが潰れて粉となろうと、主の戒めを守らせてください。……」

私の愛する教友の皆さん、キリストの人は、生きてもキリスト者らしく生き、死んでもキリスト者らしく死ななければなりません。死を恐れて、イエスに背いてはなりません。草の花のようにしおれて落ちる命を惜しんで地獄に落ちるなら、恐ろしいことはありませんか。一度死んで永遠の天国の幸いを得ることこそ、喜ばしいことではありませんか。この朱牧師が死ぬからといって悲しまないでください。私はわが主のほかに、別の神の前にひざを屈しては、生きることができません。汚れて生きるよりはむしろ死んで、死んで主に対する貞節を守ろうと思います。主に従って、わが主に従って死ぬことは、私の祈り、私の願いです。」

神社参拝は主なる神への背きであるとして譲らなかった朱基徹牧師は、拷問による衰弱の果て、五年後の一九四四年四月、獄中で息を引き取った。こうした時期、私たちの教会が「皇祖皇宗の威徳を懐^{おも}ひ、宝祚^{ほうそ}の長久・国運の隆昌を祈り奉る。願くは国民挙りて責任の重きを感じ、

祖先の忠誠を顧み、献身犠牲の精神に生き、只管国威の発揚と……」（紀元節特祷）と祈っていたことは、天皇制日本国家によって苦しみを強いられていた人々の苦しみを、一層増し加えることにほかならなかった。

なお一つ指摘しなければならないことがある。それは、日本聖公会が単に戦前戦中のみならず、戦後一四年にわたって、天皇と国家への忠誠・服従を祈祷書によって教え続けてきた、ということである。一九四五年の敗戦後、築地で開かれた主教会議は、「昭和一三年版大型祈祷書」を正本と定めた⁶。この祈祷書の「公会問答」は十誠の第二の大意について次のように述べている。

「問 隣に対して為すべき事は如何ん

答 隣に対して我がなすべき事は、己を愛する如くに人を愛し、おのれ人に為られんと思ふことは之を人に為し、父母に事へて之を敬ひ、之を愛し、天皇陛下と有司を尊びて之に従ひ、教師・牧師・主人に服し、凡て尊き人に遜^{ひく}んだり、行為^{おこなひ}にても言語^{ごんご}にても人を害せず、人と交るに真実をつくし、恨み憎む心を懐かず、我が手は盗み取らず、我が口は罵り詐^{いつはり}り詐^{そし}りすることをせず、我が身は貞節・克己を守り、他のものを貪らず、自ら職業を励みて生計を立て、また神の定めたまふ身分に応じて我が義務を尽すこと、是なり」

第二五総会（一九五六年）において協賛され、「一九五九年改定」として発行された日本聖公会祈祷書が公にされるまでも、これが日本聖公会の公的な信仰の教えであった。戦前戦中のみならず戦後まで、日本聖公会は祈祷書によって「天皇陛下と有司を尊びて之に従」うことを教え続けてきた⁷、ということになる。この大きな誤りの自覚と告白・懺悔なしに、主の赦しにすぎることなしに、ただ言葉を削除しただけでどうして教会のあり方が変革されるだろうか。戦後五〇年、余りに遅すぎるとしても、私たちの教会の歴史の事実を見つめ、誤りを率直に認め、告白することを通してこそ、私たちは主の御業を現す者とされるのではないだろうか。

注

- 1 『改訂増補 日本聖公会祈祷書解説』日本聖公会管区事務所、一九九四。
- 2 おそらく他教区でも同様の行事が行われたのではないだろうか。『基督教週報』同年二月二四日号は、同じ二月一日になされた「長期建設精神作興 大阪教区特別祈願式」の様を伝えている。
- 3 藤原彰『日中全面戦争』（「昭和の歴史5」）小学館、一九八八。
- 4 『日本聖公会第一九総会決議録』国民精神総動員日本聖公会中央委員報告、日本聖公会教務院総務局、一九三八、四二頁。
- 5 委員長は教務院長の吉沢直江長老。
- 6 同書、四四―五四頁。
- 7 作戦をめぐらす所。本宮。
- 8 天皇の年齢。
- 9 天皇の位。

10 後の三つについては紀元節礼拝の項参照。

11 塚田理『天皇制下のキリスト教——日本聖公会の戦いと苦難』新教出版社、一九八一、二九—三二頁参照。

12 『基督教週報』一九二二（大正一）年八月二日。

13 帝王または神仙の乗物。

14 『基督教週報』一九三四（昭和九）年一月二二日。

15 一八八二年生れ。一九一四年長老（司祭）按手。前橋、月島、立教大学、教務院、千住等に勤務。

16 『基督教週報』一九三二年一〇月二八日。

17 一八九五年生れ。一九三一年長老按手。阿蘇、飯塚、熊本等に勤務。

18 「イエスの社会意識を検討す」（『基督教週報』一九三二（昭和七）年八月二二日、八月二六日、九月二日、九月一六日）。

19 「イエスカヒットラーか」（『基督教週報』一九三六年一〇月九日）、「ブックマン博士打倒の十字軍を起せ」（一九三六年一〇月一六日）、「ドイツの教会闘争」（一九三七年二月二二日）等。

20 『基督教週報』一九三七（昭和一二）年一〇月八日。

21 長老は司祭、監督は主教に当る。（こゝでは当時の名称を用いる。）

22 『基督教週報』一九三七（昭和一二）年一〇月八日。これは一出席者による記事であつてどこまで正確かは断定できない。しかし仮にこのような雰囲気抵抗を感じる者があつたとしても、率直にそれを表明することは極めて困難であつただろう。

23 この時、二〇万人とも三〇万人とも言われるおびただしい中国の民衆が殺された。いわゆる南京大虐殺である。

24 『日本聖公会第一九総会決議録』一頁。

25 同書、一四一頁。

26 『基督教週報』一九三八（昭和一三）年五月六日。

27 『日本聖公会第一九総会決議録』一五三—一五六頁。祈祷文の問題については、塚田理「日本聖公会祈祷書における〈天皇のため〉の諸祈祷の系譜」（森紀旦編『聖公会の礼拝と祈祷書』聖公会出版、一九八九）参照。

28 これ以後の貴重な例外（日本について論じたものではないが）は、「ドイツ国内ユダヤ人の窮状」（『基督教週報』一九三九年二月二四日）、及びP・M・S生「ドイツ「独逸に於ける宗教闘争」（一九三九年一二月二二日、一九四〇年一月五日、一月一二日）である。前者はナチスによるユダヤ人迫害を具体的に伝え、「ドイツ改革教会は彼等に救の手を差し延べる何等の手段も持たない」と述べている。後者は、ナチの問題性とそれに対する教会の闘い、バルトの神学などを的確に論じている。次のような結びの言葉は印象深い。「統制の美名の下に宗教が斯様な歪曲を我国に於て受けないと誰も保証し得ないであろう。」

29 『基督教週報』一九三九（昭和一四）年一月二〇日。

30 藤原彰、前掲書、二〇六—二〇七頁参照。

31 式次第とその番号は『基督教週報』に掲載された通り。ゴシックで示す。以下同じ。

82 不明。

83 翌一九四〇年二月二日に開催された「皇紀二千六百年奉祝日本聖公会信徒大会」では、礼拝の後、橿原神宮への団体参拝が行われた。『基督教週報』一九四〇（昭和一五）年三月八日。

84 式次第に祈祷書の頁数が記されているのでそのまま引用した。なお「紀念」の字が使われているが、ここでは祈祷書に従って「記念」とした。

85 神話上の天皇の祖先。天照大神または神武天皇の称。また、天照大神から神武天皇までの代々を指す場合もある。

86 第二代綏靖天皇以後の歴代の天皇。

87 マタイ四・六。

88 当時、立教大学及び聖公会神学院教授。新約聖書、ギリシア語を担当。また東京教区諸聖徒教会を牧会。一九三九年九月、聖公会神学院校長。一九四一年、南東京（現、横浜）教区監督。一九四五年三月、スパイ容疑、秘密結社容疑で憲兵隊に連行され、九七日間拘留される。

89 この紀元節大礼拝の一カ月余り前に出された「第七十四回帝国議会開院式の勅語」（昭和一三年一月二六日）は次のようである。「……朕力将兵ハ克ク艱難ヲ排シテ已ニ支那ノ要域ヲ<定シタリ。然レトモ東亜ノ新秩序ヲ建設シテ、東亜永遠ノ安定ヲ確保センカ為ニハ、実ニ国民精神ノ昂揚ト国家総力ノ發揮トニ俟タサルヘカラス。朕ハ举国臣民ノ忠誠ニ倚信シ、所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス……」。村上重良編『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社、一九八三。

90 紀元節礼拝で用いられた聖歌のうち、入堂の日本聖公会組織成立記念日聖歌を除く四曲すべてが現行『古今聖歌集』（第二五総会採用、一九五九年発行）にほぼそのままの歌詞で収められている。「挙国一致」「尽忠報国」のために用いられた三九〇番（現行五〇六）が、「国祭」の項目の代りに「国・民」となっただけで、現行の聖歌集に収められるとはどういうことなのか。かつての私たちの教会のあり方を変革しようという姿勢がない、と言われても仕方がないだろう。

91 これについては井田泉「朱基徹『五つの私の祈願』の説教について」（『神学の声』第二九巻、聖公会神学院、一九八八）参照。

92 『日本聖公会第二五総会決議録』。塚田理、前掲論文、三五六―三五七頁参照。

93 一九五九年版祈祷書では「天皇陛下と有司を尊びて之に従ひ」が削除されたほか、いくらかの改訂が加えられている。森讓『改定祈祷書への手引』（日本聖公会全国青年会連盟本部、一九五六）五八頁では「『公会問答』は訳文の改正だけして英国教会伝統の形をそのまま残してあります」としか述べていない。

94 祈祷書から「天皇のため」等の祈りを削除する総会決議がなされたのは一九八六年（第三九総会）、それが確定したのは一九八八年（第四〇総会）である。